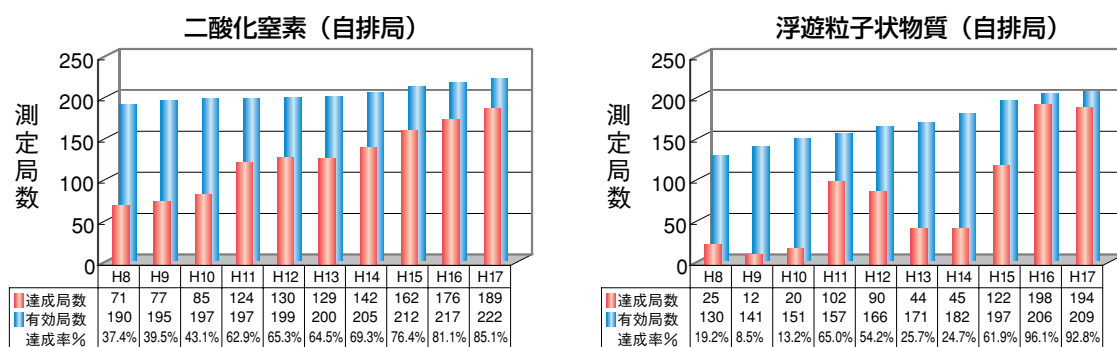


1

『自動車NOx・PM法』改正の背景

自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法（平成4年法律第70号。以下「自動車NOx・PM法」といいます。）は、窒素酸化物や粒子状物質による大気汚染が著しい都市部での大気環境の改善を目指すものです。これまで、首都圏、愛知・三重圏、大阪・兵庫圏にある市区町村を窒素酸化物対策地域及び粒子状物質対策地域（以下「対策地域」といいます。）※に指定し、自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質（以下「自動車排出窒素酸化物等」といいます。）の排出総量の削減に取り組んできました。このため、大都市地域における自動車交通に起因する窒素酸化物及び粒子状物質による大気環境は、改善傾向にあります。

◆自動車NOx・PM法の対策地域における二酸化窒素及び浮遊粒子状物質の環境基準達成率の推移



しかしながら、大都市地域内の一部の地区においては、自動車交通の集中等により、大気環境の改善が阻害されており、長期間にわたり二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る大気環境基準が達成されていない状況にあります。また、このような地区における大気汚染の一因として、対策地域の外から対策地域の中に流入する自動車からの影響も指摘されています。そこで、この度自動車NOx・PM法を改正し、局地汚染対策及び流入車対策を講ずることとしました。

※対策地域



首都圏対策地域

埼玉県
(51市区町)

さいたま市、川越市、熊谷市（旧妻沼町、旧江南町を除く）、川口市、行田市、所沢市、加須市、本庄市（旧児玉町を除く）、東松山市、春日部市、狭山市、羽生市、鴻巣市、深谷市、上尾市、草加市、越谷市、蕨市、戸田市、入間市、鳩ヶ谷市、朝霞市、志木市、和光市、新座市、桶川市、久喜市、北本市、八潮市、富士見市、三郷市、蓮田市、坂戸市、幸手市、鶴ヶ島市、日高市、吉川市、ふじみ野市、伊奈町、三芳町、川島町、吉見町、上里町、騎西町、宮代町、白岡町、草浦町、栗橋町、鷲宮町、杉戸町、松伏町

千葉県
(16市)

千葉市、市川市、船橋市、松戸市、野田市、佐倉市、習志野市、柏市、市原市、流山市、八千代市、我孫子市、鎌ヶ谷市、浦安市、四街道市、白井市

東京都
(51市区町)

特別区（23区）、八王子市、立川市、武蔵野市、三鷹市、青梅市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、福生市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、あきる野市、西東京市、瑞穂町、日の出町

神奈川県
(25市区町)

横浜市、川崎市、横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、小田原市、茅ヶ崎市、逗子市、相模原市（旧津久井町、旧相模湖町、旧藤野町を除く）、三浦市、秦野市、厚木市、大和市、伊勢原市、海老名市、座間市、綾瀬市、葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、愛川町



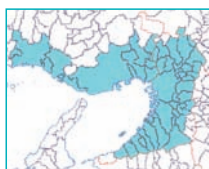
愛知・三重圏対策地域

愛知県
(53市区町村)

名古屋市、豊橋市、岡崎市（旧額田町を除く）、一宮市、瀬戸市、半田市、春日井市、豊川市（旧一宮町を除く）、津島市、碧南市、刈谷市、豊田市（旧藤岡町、旧小原村、旧足助町、旧下山村、旧旭町及び旧稲武町を除く）、安城市、西尾市、蒲郡市、犬山市、常滑市、江南市、小牧市、稲沢市（旧祖父江町を除く）、東海市、大府市、知多市、知立市、尾張旭市、高浜市、岩倉市、豊明市、日進市、愛西市（旧立田村及び旧八開村を除く）、清須市、北名古屋市、弥富市、東郷町、長久手町、豊山町、春日町、大口町、扶桑町、七宝町、美和町、甚目寺町、大治町、蟹江町、飛鳥村、阿久比町、東浦町、武豊町、幸田町、三好町、音羽町、小坂井町、御津町

三重県
(6市区町)

四日市市、桑名市（旧多度町を除く）、鈴鹿市、木曾岬町、朝日町、川越町



大阪・兵庫圏対策地域

大阪府
(37市区町)

大阪市、堺市、岸和田市、豊中市、池田市、吹田市、泉大津市、高槻市、貝塚市、守口市、枚方市、茨木市、八尾市、泉佐野市、富田林市、寝屋川市、河内長野市、松原市、大東市、和泉市、箕面市、柏原市、羽曳野市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市、泉南市、四条畷市、交野市、大阪狭山市、阪南市、島本町、忠岡町、熊取町、田尻町

兵庫県
(13市区町)

神戸市、姫路市（旧家島町、旧夢前町、旧香寺町、旧安富町を除く）、尼崎市、明石市、西宮市、芦屋市、伊丹市、加古川市、宝塚市、高砂市、川西市、播磨町、太子町

※平成19年10月現在の行政区画により表示された区域です。市町村合併があった場合でも区域に変更はありません。

